

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十三年

三月二十四日

木曜日

目次

訓令

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

訓令

山梨県訓令甲第一号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事

横内正明

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部知事政策局長の款課長の項中「課長」を「課長又は室長」に、「課」を「課又は東日本大震災支援対策室」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事

横内正明

本出先機関
先機関
先機関

山梨県公印規程の一部を改正する訓令
山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表本庁の課長印の項中

山梨県 部 室長印	第四	二十一 ミリメ ートル 平方	一般文書用
-----------------	----	-------------------------	-------

を

山梨県 部(局) 室長印	第四	二十一 ミリメ ートル 平方	一般文書用
--------------------	----	-------------------------	-------

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十四日

本出先機関
先機関
先機関

山梨県知事 横内正明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「工事検査課

―出工

」を「工事
東日

検査課

―出工

東震対

」に改める。

本大震災支援対策室

附則

この訓令は、公布の日から施行する。